

## (仮称)いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例案【概要】

大阪維新の会大阪府議会議員団

## 1. 条例化する目的

先進国でも類を見ない人口減少、超高齢化社会に直面する中、生涯を通じて輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」の実現は、府民共通の願いである。

自分らしい豊かな人生を全うするために、本人の意思が尊重されることは非常に重要である一方、命の危険が迫った状況では、多くの人が医療やケアをはじめとする自分の希望を伝えることができなくなっている。

そのため、国が推進する「人生会議」の普及を通じ、人生の最終段階における医療やケアについて、自分自身で前もって考え、家族や友人など信頼する人たちと何度も話し合い、医療・介護等に関わる専門職と共有することが大切である。

本府が掲げる「いのち輝く未来社会」において、全世代がいのちについて深く考え、すべての府民がいのち輝く人生を送ることのできる大阪府を目指し、本条例を制定する。

## 2. 条例に盛り込もうとする事項

## (1)目的

市町村、事業者及び関係機関が連携・協力し、本人の意思のもとに人生会議を推進する。

## (2)普及啓発の推進等

①リーフレットの配布、セミナーの開催等の手段により、広く府民に対して人生会議に関する普及啓発を行う。

②普及啓発には、府立学校、市町村立学校及び私立学校と連携するよう努める。

## (3)人材の育成

市町村、事業者及び関係機関の職員等に対し、知識の習得、理解の促進のための研修等の必要な取組を行う。

## (4)市町村に対する支援

地域における人生会議に関して積極的な取組を行う市町村に対し、必要な支援を講ずることができる。

## (5)市町村等の役割等

①市町村、事業者及び関係機関は、各々創意工夫した人生会議に関する普及啓発を行うよう努める。

②関係機関は、本人や本人を身近で支える家族等に対し、人生会議に関する適切な情報を提供する等の支援を行うよう努める。

## (6)PDCA の設定

人生会議の普及啓発についての指標を策定し、実施の動向を把握できるようにすること。など

## 3. 施行時期

令和5年4月1日（理由：執行部の準備期間を考慮）

## 4. 参考資料

別紙のとおり

(仮)いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例案(条文素案)

先進国でも類を見ない人口減少、超高齢化社会に直面する中、生涯を通じて輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」の実現は、府民共通の願いである。

自分らしい豊かな人生を全うするために、本人の意思が尊重されることは非常に重要である一方、命の危険が迫った状況では、多くの人々が医療や介護をはじめとする自分の希望を伝えることができなくなっている。

そのため、国が推進する「人生会議」の普及を通じ、人生の最終段階における医療や介護について、自分自身で前もって考え、家族や友人など信頼する人たちと何度も話し合い、医療や介護等に関わる専門職と共有することが大切である。

本府が掲げる「いのち輝く未来社会」において、全世代がいのちについて深く考え、すべての府民がいのち輝く人生を送ることのできる大阪府を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、府、市町村、事業者及び関係機関が連携・協力し、人生会議に関する普及啓発を広く推進することにより府民の理解を深め、本人の意思により人生会議を推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「関係機関」とは、医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。)、老人福祉施設(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設をいう。)その他の人生会議に関係する機関・施設等をいう。

(普及啓発の推進等)

第三条 府は、リーフレットの配布、セミナーの開催等の手段により、広く府民に対して人生会議に関する普及啓発を行うものとする。

2 府は、前項の普及啓発を推進するに当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

一 人生会議は、本人の主体的な意思によりなされるものであり、取組を行う又は行わないことを強制されるものではないこと。

二 日々の暮らしの中で、誰もが日常的に話し合える環境づくりを進めることが重要であり、知りたくない、考えたくないなど、各人の意思について十分配慮する必要があること。

3 府は、人生会議について、若者世代への理解促進が重要であることにかんがみ、児童及び生徒に対し、府立学校、市町村立学校及び私立学校と連携し、第一項の施策を実施するよう努めるものとする。

4 府は、人生会議に関する普及啓発の実施並びにその成果に関する具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 府は、前項に基づき人生会議の普及啓発に関して講じた施策の効果等を勘案し、適宜、施策の見直しその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(人材の育成)

第四条 府は、地域における人生会議に関する普及啓発を担う人材を養成するため、市町村、事業者及び関係機関の職員等に対し、知識の習得、理解の促進のための研修等必要な取組を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第五条 府は、地域における人生会議の普及啓発に関して積極的な取組を行う市町村に対し、必要な支援を講ずることができる。

(市町村等の役割等)

第六条 市町村、事業者及び関係機関は、府が実施する人生会議に関する普及啓発に連携・協力するとともに、各々創意工夫した人生会議に関する普及啓発を行うよう努めるものとする。

2 関係機関は、本人や本人を身近で支える家族等に対し、人生会議に関する適切な情報を提供する等の支援を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

第二条 知事は、この条例の施行後3年を目途として、認知症である者についての人生会議の普及のための方策及びリビング・ウィル(書面による人生の最終段階における医療等についての生前の意思表示の手法をいう。)について調査研究を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。